本書面の内容をよくお読みください。

契約条項兼重要事項説明書（eコトでんき！）

株式会社エネクスライフサービス（以下「当社」といいます。）は、九州電力株式会社（以下「本小売電気事業者」といいます。）が提供する電力の供給サービスの取次ぎを行っております。電気事業法第2条の13および特定商取引に関する法律第4条の規定に従い電気需給契約を締結するにあたって重要な事項を説明します。

本小売電気事業者	**九州電力株式会社　（小売電気事業者登録番号：A0275）** 代表者名：西山　勝 住所　　：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電話番号：各営業所のお問い合わせはこちら 営業時間：月曜日～金曜日（休日を除く）9時～17時30分
取次業者 （契約当事者）	**株式会社エネクスライフサービス** 代表者名：梅本　昌弘 住所　　：〒100-6027　東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 電話番号：03-4233-8320 営業時間：月曜日～金曜日（祝日、当社の指定する休日を除く）9時～17時30分
媒介業者	**伊藤忠エネクスホームライフ株式会社** 住所　　：〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2丁目2番1号 電話番号：03-4233-8035 営業時間：月曜日～金曜日（祝日、当社の指定する休日を除く）9時～17時
eコトでんき！ お問い合わせ窓口	【北海道エリア】 伊藤忠エネクスホームライフ株式会社　北海道支社 電話番号：011-777-1150 営業時間：月曜日～金曜日　9時～17時 （祝祭日、当社の指定する休日を除く） メール　　：hokkaido_denki@grp.itcenex.com 【東北エリア】 伊藤忠エネクスホームライフ株式会社　東北支社 IOセンターお客様係 電話番号：022-200-2900 営業時間：月曜日～金曜日　9時～17時 （祝日、当社の指定する休日を除く） メール　　：kurashinomori_tohoku_denryoku@grp.itcenex.com 【中国エリア】 伊藤忠エネクスホームライフ株式会社　中国支社 電話番号：082-502-2653 営業時間：月曜日～金曜日　９時～17時 （祝日、媒介業者の指定する休日を除く） メール　　：hl-nishi-nihon_denryoku@grp.itcenex.com 【四国エリア】 伊藤忠エネクスホームライフ株式会社　四国支社 電話番号：089-934-1320 営業時間：月曜日～金曜日　９時～17時 （祝日、媒介業者の指定する休日を除く） メール　　：hl-shikoku_denryoku@grp.itcenex.com
電気の供給主体	当社は取次業者としてお客さまと電気需給契約を締結しますが、電気の供給は本小売電気事業者が行います。
停電時のお問い合せ窓口	地域を管轄する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）までお問い合わせをお願いします。
1.　申込方法	当社指定の申込書（Webサイト申込フォームを含みます。）に必要事項記載の上、提出していただきます（以下、申込書および電気需給約款をあわせて、「本契約」といいます。）。
2.　小売供給開始予定日（役務の提供時期）	・他の小売電気事業者から当社に契約を切り替える場合の供給開始予定日は、別途当社がお客さまにお伝えした日といたしますが、原則として、お客さまのお申込をいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日になります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日となります。 ・お引越しにより新たに電力の供給を受ける場合の供給開始予定日は、原則としてお客さまの希望した日となります。
3.　契約期間	1年（供給開始日から1年目の日まで）。なお、契約期間中にお客さまの申し出により本契約を終了する場合は、当社または切り替えを希望される新たな小売電気事業者にその旨を通知していただく必要があります。
4.　契約更新の取扱	契約期間満了日の30日前までに当社に本契約終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごと同一条件で継続されます。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を書面の交付、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
5.　お客さまの申し出による本契約の変更・解約	＜契約の変更＞ 本契約の変更を希望される場合は速やかに当社が適切と考える方法にてその旨を通知していただきます。ただし、契約電力の変更については、変更希望日の30日前までに媒介業者に当社が適切と考える方法でその旨を通知していただき、当社が適切と考える方法での同意が必要となります。また、お客さまによる契約電力の減少が、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合には、当社はお客さまに請求し、お客さまは当社に対してその精算金を支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第30条をご参照ください。 ＜契約の解約＞ お客さまは、媒介業者に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。 お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に本契約を解約する場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合、当社はお客さまに請求し、お客さまは当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合があります。
6.　小売供給に係る料金	電気料金は、基本料金、最低料金または最低月額料金および電力量料金（別途当社が定めるところによって算定された燃料費調整額を加算または減算したものとします。）ならびに別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計（割引がある場合はその額を引いた額）といたします。なお、燃料費調整額は、平均燃料価格を基に算出されます。 基本/最低料金 ＋ 電力量料金（従量料金×使用量 ＋ 燃料費調整単価×使用量） ＋ 再エネ賦課金×使用量 基本料金、最低料金または最低月額料金および電力量料金は、お客さまが当社指定の申込方法により申込みされたプランに基づきます。料金プランおよび電気料金の詳細は、電気料金メニュー約款をご参照ください。 料金が支払期日までに支払われない場合には、料金から消費税相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税相当額を控除した金額に年6%を乗じて得た遅延利息を申し受けることがあります。
7.　計量方法および料金調定の方法	当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、電気料金の算出を行います。 ①電気の供給を開始または停止した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金等を日割計算いたします。
8.　契約電流・容量・電力	電気需給約款および電気料金メニュー約款の定めるところに従い、需要場所ごとに契約電流、容量、電力を定めるものといたします。
9.　役務の種類	低圧の電気の供給もしくは電力供給サービスの取次
10.　供給電圧・周波数	＜供給電圧＞ 100V、200Vまたは100Vおよび200Vとし、需要場所ごとに本契約に定めるところによります。 ＜周波数＞ お客さまがご利用の区域ごとに以下のとおりとなり、需要場所ごとに本契約に定めるところによります。 ・北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内：50Hz（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60Hz） ・中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内、九州電力送配電管内：60Hz（ただし、長野県の一部は50Hz）
11.　請求方法	電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて電子データによりお客さまにご提供することとし、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、郵送により発行する請求書の提供をもって、お客さまへご請求を行ったものとします。この場合、発行手数料として1月あたり275円（税込）を発行する請求書に係る請求月の電気料金に合算してお支払いいただきます。

12. 料金の支払方法	・クレジットカード支払い（毎月の料金をクレジット会社を通してカード利用代金として請求します。） ・口座振替（毎月の料金を、お客さまの指定する口座から当社の料金債権の譲受会社が指定する口座へ、または当社が指定する決済代行会社がお客さまの指定する口座から、毎月継続して振り替えさせていただきます。）
13. 工事費等の負担	・本契約に基づく供給開始に当たって、一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設することの求められた場合には、本小売電気事業者から当社への請求を踏まえ、当社はお客さまに請求し、お客さまにその施設にかかった費用、またはその工事費等を負担していただきます。 ・その他お客さまの都合に基づく事情により本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、本小売電気事業者から当社への請求を踏まえ、当社はお客さまに請求し、お客さまにその工事費等を負担していただきます。詳細は、電気需給約款第22条および附則3をご参照ください。
14. 契約に係る注意事項	・供給する電気は、本小売電気事業者が供給するものであって、当社が供給するものではありません。 ・媒介業者へお申込みいただき当社と新たに契約される場合、お申込前にご利用されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された契約が解除され、その契約内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、媒介業者へのお申込手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、媒介業者へのお申込による本小売電気事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。
15. ガスセット割引プラン及び付帯割引に関わる注意事項	1.電気料金メニュー約款に定める付帯割引の適用条件に合致するお客さまに限り、電気料金メニュー約款または別途当社が指定する書面に定める付帯割引が適用されます。付帯割引を適用されているお客さまが電気料金メニュー約款、または割引書面等に定める適用条件を満たさなくなった場合、付帯割引の適用が廃止されます。 2.媒介業者または媒介業者の代理店（二次媒介業者）が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまに限り、ガスセット割引プランが適用され、その要件を満たさなくなった場合、標準メニュープランが適用されます。 3.ガスセット割引プランの適用がある場合で、媒介業者または媒介業者の代理店（二次媒介業者）とガスの使用契約を結んでいるお客さまの場合、当社との契約である本契約と契約の相手方が異なります。
16. 取次ぎ業務委託契約終了後の契約変更等	当社と本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が解除その他の理由により終了した場合、当社と本小売電気事業者との協議に基づき、当社が指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨とその他必要な事項を当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとし、この変更が生じた後、当社が指定する小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他必要な事項をお客さまに書面により通知するものとします。
17. 契約締結後の書面交付義務	お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、当社が適切と考える方法にて、当社は遅滞なく、お客さまに契約成立の通知をします。当該通知書面の他、電気需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ窓口までご連絡ください。
18. 約款変更に関する事項	＜契約変更時の書面交付義務＞ ・電気需給約款または電気料金メニュー約款を変更する場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款または電気料金メニュー約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款または電気料金メニュー約款によります。 ・電気需給約款または電気料金メニュー約款に記載する供給条件その他のお客さまとの本契約に関する供給条件が変更された場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 (1)供給条件の説明および供給条件に関する契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち変更事項または更新後の契約期間のみを説明し、記載します。 (2)供給条件に関する契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、本小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。 ・上記にかかわらず、電気需給約款または電気料金メニュー約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

19. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等	本小売電気事業者はお客さまへ電気を供給するために、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等の一般送配電事業者への通知、必要がある場合の立入業務、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、計量器等の取り付け場所の無償提供、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。お守りいただけない場合は当社が本契約を解除し、または一般送配電事業者により電気の供給が停止され、他の小売電気事業者に切替えていただく場合がございます。お客さまにお守りいただく事項の詳細は、電気需給約款第5条、第6条第1項、第18条、第19条第1項から第8項および第27条第3項をご参照ください。
20. 当社からの本契約の解除	お客さまが以下の事項に該当するとき、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、本契約を解除することがあります。この場合、お客さまが引き続き電気の供給を受けることを希望されるときは、速やかに他の小売電気事業者または電気の供給が義務付けられている特定小売供給を行う小売電気事業者に対して、特定小売供給契約を申込むことができます。 ・ 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 ・ 料金（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金も含みます。）の支払期日を20日経過してなお支払わないとき。 ・ 本契約によって支払うこととなった工事費等を支払期日を経過してなお支払われないとき。 ・ 当社または当社の代理店（媒介業者）との本契約以外の契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもなお支払われないとき。 ・ 本契約の条項（第33条（反社会的勢力排除に関する条項）を含みます。）に違反したとき。 ・ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。 ・ 破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。 ・ 譲受会社に譲渡された料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに20日間経過してなお支払わないとき。 ・ 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだとき。 ・ 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約等に基づき譲受人から通知を受けたとき。
21. 債権の譲渡	・当社は、お客さまの電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、媒介業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介業者の契約約款等に定めるものとします。 ・譲渡対象債権が前項に定める媒介業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、電気需給約款第15条（請求方法、支払期日および料金の支払い方法）の規定にかかわらず、媒介業者がお客さまに交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとします。この際、譲渡対象債権の確認方法および本重説6.「小売供給に係る料金」の延滞利息、11.「請求方法」の発行手数料、12.料金の支払方法に関しても媒介業者の定めるところに従うものとします。

■クーリング・オフに関するお知らせ（個人のお客さまに限ります。）

１．お客さまが訪問販売でお申込みされた場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により無条件でお申込の撤回または本契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面又は電磁的記録を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。

２．この場合、①お客さまは、損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。③お客さまは、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

３．上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

４．電気需給契約について、メールまたはFAXでクーリング・オフを行う場合には、以下までお願いいたします。

メールアドレス：【北海道エリア】 hokkaido_denki@grp.itcenex.com
【東北エリア】 kurashinomori_tohoku_denryoku@grp.itcenex.com
【中国エリア】 hl-nishi-nihon_denryoku@grp.itcenex.com
【四国エリア】 hl-shikoku_denryoku@grp.itcenex.com

FAX：【北海道エリア】011-242-3030
【東北エリア】 022-369-3273
【中国エリア】 082-222-7282
【四国エリア】 089-934-1345

2026/09版